

第五節 教職員

一 歴代校長

初代の伊澤修二をはじめ、東京音楽学校長は文部省視学官、督学官などの行政官や大学教授といった経歴をもつ人々であった。以下、大正昭和の歴代校長について、本校に提出された履歴書をもとに在職期間、略歴などを記し、あわせて関連資料を掲載する。

(一) 茨木清次郎(いばらきせいじろう)

石川県士族。

在職期間 大正六年六月～七年九月。

履歴(要約)

明治九年(一八七六)八月十九日加賀国金沢生。

明治三十二年(一八九九)七月十日東京帝国大学文科大学英文学卒業賞品を下賜される。八月二十一日第四高等学校講師嘱託。

明治三十三年(一九〇〇)九月十一日第四高等学校教授に任ぜられる。

明治三十四年(一九〇一)九月三十日文部省の命により英語学研究のため満二カ年間英国へ留学。

明治四十一年(一九〇八)七月八日文部省視学官に任ぜられる。

大正二年(一九一三)六月十三日文部省督学官に任ぜられる。

大正六年(一九一七)六月十一日東京音楽学校長に任ぜられる。高等官一等に叙せられる。九月三日陸叙高等官二等。十月一日叙正五位。

大正七年(一九一八)六月十三日教員検定委員会臨時委員。六月十五日高等試験臨時委員。九月十四日東京外国語学校長に任ぜられる。

茨木のその後については東京大学史料室ならびに埼玉大学総務課よりご教示頂いた。旧制浦和高等学校(現在の埼玉大学)に提出された履歴書によると大正八年四月十五日松本高等学校長、十年十一月九日東京女子高等師範学校長となり、また同年十二月から一年間、邦楽教育調査委員を嘱託されている。大正十三年一月十七日、履歴書の記載によれば「大正十二年十一月十六日東京高等師範学校西館第五十號化学實驗室より出火同館隣隣接建物ノ機械器具等ノ大部分ヲ焼失スルニ至リタルハ畢竟部下監督不行屈ノ致ス所ニシテ職務ヲ怠リタルモノト認ム仍テ文官懲戒令ニ依リ譴責ス」、一月二十六日「勅令第十一號ニ依リ懲戒免除」、十一月二十六日「陸叙高等官一等」。昭和二年二月二十八日任浦和高等学校長、昭和十年四月二日「依願免本官」、同月二十二日「叙正三位」、五月四日「浦和高等学校名譽教授ノ名稱ヲ授ク」。また、宮内庁書陵部の資料によると昭和十二年三月二十六日「任別當(宮内大臣)、同日「叙高等官一等」(宮内大臣)、同日「竹田宮附ヲ命ス」(宮内省)となっている。昭和三十年三月十五日没。

講演要項

一時間有餘にわたり、精細懇篤を極めた御話であったが、茲には出席せられなかつた會員諸氏のために、拜聴した要領のみを挙げたのである。會長の御覽を乞ふたのでないから、文責は全然編者にあることを、御諒察下されたい。

先日小山、島崎の兩理事がお出になつて、會長になるやうにこのことであつたから、音楽學校へ參つた關係上、御引受を致しました。御引受した上は出来る限り、會のために努力する積りであるから、役員並に會員諸君の援助を希望する次第である。

本會は會則にある通り、會員相互の交誼を親密にすること、音樂の向上を圖ること、が目的である。同じ仕事にたづさはり、同じ趣味を持つるもの、相互に親睦であらねばならぬことは申すまでもないことで、湯原前會長は、この點について深く配慮せられたこと、思ふから、自分も其のことに意を致したいと考へて居る。

現今我國の音樂は、諸君の御盡力で大層盛になり、随分普及するに至つたと思ふ。然し唯單に盛になつた、普及したといふことを以て満足して居てはならぬ。國家社會に、如何様に利用されているかといふ、利用の實際に向つて、觀察することを忘れてはならない。語を換へていへば、娛樂のために使はれているか、修養のために用ひられているかなどいふことである。勿論世間が廣いからいろ／＼であらうが、其の分量を比較して見なければならぬ。音樂を修養のために使つてゐる社會に於ける音樂は、圓滿な發達をなし、力のある尊ぶべきものであるが、娛樂のために用ひてゐる社會の音樂は、概してよい進歩をして居らぬ。我々は常にこの點に着目して、よい方向に向つて進展せしむるやう、努力したいと思ふ。すでに何事によらず、單獨個別ですることは、多數團體でするやうに、力強い結果を得られぬものであるから、互に和睦し、脈絡をとつて、道のために十分盡さねばならぬ。

〔同聲會報〕第八号 大正六年八月 五〜六頁

母校通信

校長茨木先生 休暇中酷暑を推して登校せられ校務の傍ら本會總集會、文部省主催音樂科講習會に於ける講演、訪客竝に母校卒業生

に面接せらるる等頗る御多忙なりしやう見受けられたり。

〔同聲會報〕第九号 大正六年九月 五頁

(二) 村上直次郎(むらかみなおじろう)

旧族籍 大分県士族。府県族籍 東京府平民。
在職期間 大正七年九月〜昭和三年四月。

履歴(要約)

慶応四年(一八六八)二月四日生。

明治二十八年(一八九五)七月十日帝國大学文科大学入学史学科卒業、大学院入学。

明治二十九年(一八九六)五月二十二日〜三十年九月二日拓殖務省より台湾史編纂事務嘱託、この間長崎、熊本、台湾、清国廈門福州、英領香港に出張。

明治三十一年(一八九八)一月四日〜六月二十八日台湾總督府より台湾歴史編纂事務嘱託、本島南部および鹿児島沖繩二県に出張。四月二十七日高等師範学校西洋歴史史および独語の講師嘱託。

明治三十二年(一八九九)五月二十六日文部省の命により南洋語学および同地理歴史学研究のため滿三カ年間スペイン、イタリア、オランダの三カ国に留学。九月十日高等師範学校講師解嘱。九月十三日留学の途に就く。

明治三十三年(一九〇〇)七月二日東京外国語学校教授に任ぜられ高等官六等に叙せられる。引き続き外国留学。

明治三十五年(一九〇二)十二月二十一日帰朝。

明治三十六年(一九〇三)一月二十四日東京帝國大学文科大学講師嘱託、

国史第一講座。三月二十三日〜五月二十五日家屋税仲裁裁判事件に関する事務嘱託。

明治三十七年(一九〇四)八月三十一日国史第一講座に属する職務分担を